

**中小企業・小規模事業者
・中堅企業 向け**

“使える！”

**経済産業省
支援メニューガイドブック**

2026年6月25日現在
経済産業省北海道経済産業局

支援メニューガイドブック 目次

■ 経費への補助

お悩み	支援メニュー	頁
新製品・新サービス開発や海外需要開拓をしたい	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	5
生産性向上を実現するITツールを導入したい	デジタル化・AI導入支援事業	6
新市場・高付加価値事業への進出に挑戦したい	新事業進出促進補助金	7
省力化を実現する設備投資をしたい	省力化投資補助金	8
販路開拓に取り組みたい	小規模事業者持続化補助金	9
大規模な設備投資をしたい	大規模成長投資補助金	10
大胆な設備投資をしたい	成長加速化補助金	11
研究開発とともにその成果を事業化したい	Go-Tech事業	12
事業承継を契機に設備投資をしたい	事業承継・M&A補助金	13
海外の新市場で事業展開したい	グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金	14
省エネ効果の高い設備に更新したい	省エネ・非化石転換補助金	15
停電対応型の天然ガス利用設備を導入したい	天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金	16
特許取得にかかる費用を軽減したい	特許料等の減免制度	17
知的財産の外国出願にかかる費用を軽減したい	海外出願支援事業	18
燃料タンク(LPガスバルク等、石油製品タンク等)等を設置したい	災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	19
SS等の災害対応能力や経営力を強化したい	SSネットワーク維持・強化支援事業費補助金	20

支援メニューガイドブック 目次

■ 税負担等の軽減

お悩み	支援メニュー	頁
賃上げに取り組む際の負担を軽減したい	賃上げ促進税制	21
設備投資に伴う負担を軽減したい	大胆な投資促進税制	22
	地域未来投資促進税制	23
	経営強化税制	24
	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例	25
M&Aに伴う負担を軽減したい	事業再編投資損失準備金	26

■ 相談への対応

お悩み	支援メニュー	頁
経営課題について専門家に相談したい	よろず支援拠点	27
収益力改善・経営改善について専門家に相談したい	中小企業活性化協議会	28
事業承継について専門家に相談したい	事業承継・引継ぎ支援センター	29
省エネ・再エネについて専門家に相談したい	省エネ最適化診断	30
省エネについて専門家に相談したい	省エネ診断	31
知的財産について専門家に相談したい	知財総合支援窓口	32
技術情報管理について専門家に相談したい	技術情報管理認証制度に係る専門家派遣事業	33
まちづくりについて専門家に相談したい	中心市街地・商店街等診断・サポート事業	34
農林水産物・食品の輸出について専門家に相談したい	日本の食輸出 1 万者支援プログラム	35

■ 取組の認定・認証

お悩み	支援メニュー	頁
取引慣行の順守により企業価値を向上したい	パートナーシップ構築宣言	36
DXにより企業価値を向上したい	DX認定制度・DX Selection	37
防災・減災対策により企業価値を向上したい	事業継続力強化計画	38
技術情報管理により企業価値を向上したい	技術情報管理認証制度（TICS）	39
従業員の健康保持・増進により企業価値を向上したい	健康経営優良法人認定制度	40

用語の定義

■ 中小企業の範囲

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

■ 小規模事業者の範囲

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

■ 中堅企業の範囲

業種分類	産業競争力強化法の定義																	
—	中小企業を除く従業員の数が2000人以下 ・ 約1,300者 大企業 従業員数 2,000人超 の会社・個人 ※中小企業者除く（従業員数2,000人超であっても、 資本金要件により中小企業者に該当する場合がある） ・ 約9,000者 中堅企業 従業員数 2,000人以下 の会社・個人 ※中小企業者除く ・ 約336万者 中小企業 <table><thead><tr><th rowspan="2">業種</th><th colspan="2">下記のいずれかを満たす会社・個人</th></tr><tr><th>資本金</th><th>従業員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>①製造業その他 ※②～④を除く</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td>②卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>③サービス業</td><td>5千万円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>④小売業</td><td>5千万円以下</td><td>50人以下</td></tr></tbody></table>	業種	下記のいずれかを満たす会社・個人		資本金	従業員数	①製造業その他 ※②～④を除く	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業	5千万円以下	100人以下	④小売業	5千万円以下	50人以下
	業種		下記のいずれかを満たす会社・個人															
		資本金	従業員数															
①製造業その他 ※②～④を除く	3億円以下	300人以下																
②卸売業	1億円以下	100人以下																
③サービス業	5千万円以下	100人以下																
④小売業	5千万円以下	50人以下																

※本定義は、中小企業政策、中堅企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた原則であり、制度によって範囲が異なることがあります。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

※公募期間終了

生産性向上や持続的な賃上げに向けた、革新的な新製品・新サービスの開発や海外需要開拓に必要な設備投資等を支援します。

	製品・サービス高付加価値化枠 	グローバル枠 
対象者	中小企業者、小規模企業者・小規模事業者、特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人	
補助上限 ※1	従業員数 1～5人：750万円（850万円） 6～20人：1,000万円（1,250万円） 21～50人：1,500万円（2,500万円） 51人以上：2,500万円（3,500万円）	3,000万円 (3,100～4,000万円)
補助率 ※2	中小：1/2 小規模・再生：2/3	中小：1/2 小規模：2/3
対象経費	【各枠共通】 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 【グローバル枠のみ】 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
公募期間	2026年2月6日（金）～2026年5月8日（金） 17:00	
問合せ先	ものづくり補助金事務局 https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html	

※1 大幅賃上げ特例措置適用の場合、補助上限額を100～1,000万円上乘せ

※2 最低賃金引上げ特例の場合、中小企業の補助率を2/3に引上げ

【当局担当課室】 産業技術革新課

TEL：011-709-2311（内線2587） E-mail：bzl-hokkaido-gotech@meti.go.jp

デジタル化・AI 導入支援事業

生産性向上を目的とするデジタル化・DX等に向けたAIを含むITツールの導入やインボイス制度対応、サイバーセキュリティ対策などを支援します。

	通常枠	インボイス枠 (インボイス対応類型)	
要件	事業のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入	インボイス制度に対応した会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、PC・ハードウェア等の導入	
補助上限	ITツールの業務領域 3まで：5～150万円 4以上：150～450万円	会計・受発注・決済ソフト 1機能：50万円 2機能以上：350万円	PC・タブレット：10万円 レジ・券売機等：20万円
補助率	中小：1/2 (最低賃金近傍の事業者 ※1：2/3)	50万円以下 中小：3/4 小規模：4/5 50万円以上：2/3	1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	
公募期間	申請期間中に複数回の締切を設け、各回ごとに交付決定予定		
問合せ先	デジタル化・AI導入補助金 事務局ポータルサイト https://it-shien.smrj.go.jp/		

※上記のほかにも、インボイス枠（電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠、複数者連携デジタル化・AI導入枠がございます。

※1 2024年10月から2025年9月の間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員の30%以上である月が3か月以上ある事業者

【当局担当課室】 製造・情報産業課

TEL：011-709-2311（内線2566） E-mail：bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

新事業進出促進補助金

※公募期間終了

既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出等に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行い、以下の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組む。 ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②一人当たりの給与支給総額の年平均成長率+3.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等 ※新規事業とは、事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦のこと
補助上限	従業員数 20人以下：2,500万円（3,000万円） 21～50人：4,000万円（5,000万円） 51～100人：5,500万円（7,000万円） 101人以上：7,000万円（9,000万円） ※補助下限750万円 ※大幅な賃上げを行う場合、括弧内の額に補助上限を引き上げ
補助率	1/2 ※最低賃金引き上げ特例を適用する場合は、2/3に引き上げ
対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
公募期間	2026年3月27日（金）～2026年6月19日（金）18:00
問合せ先	中小企業新事業進出補助金事務局 https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/

【当局担当課室】 経営支援課

TEL：011-709-2311（内線2577） E-mail：bzl-hokkaido-keieishien@meti.go.jp

省力化投資補助金

売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して省力化投資を支援します。

	カタログ注文型	一般型
要件	汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入	個別の現場設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進
補助上限 ※	従業員数 5人以下： 500万円（750万円） 6～20人： 750万円（1000万円） 21人以上： 1000万円（1500万円）	従業員数 5人以下： 750万円（1,000万円） 6～20人： 1,500万円（2,000万円） 21～50人： 3,000万円（4,000万円） 51～100人： 5,000万円（6,500万円） 101人以上： 8,000万円（1億円）
補助率	1/2以下	中小：1/2 小規模：2/3 ※最低賃金引上げ特例の場合、中小企業の補助率を2/3に引上げ
対象経費	補助金事務局HPで公表された「製品カタログ」に掲載された省力化製品の導入費 ※製品カタログ https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/product_catalog/	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
公募期間	随時受付中	2026年6月5日（金） ～2026年7月下旬（予定）
問合せ先	中小企業省力化投資補助事業事務局 https://shoryokuka.smrj.go.jp	

※大幅な賃上げを行う場合、括弧内の額に補助上限を引き上げ

【当局担当課室】 経営支援課

TEL：011-709-2311（内線2577） E-mail：bzl-hokkaido-keieishien@meti.go.jp

小規模事業者持続化補助金

商工会・商工会議所等と一体となって作成した経営計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援します。

	一般型 通常枠	創業型	共同・協業型
対象者	小規模事業者等		地域振興等機関（地域に根付いた企業を支援する機関）
要件	経営計画に基づく販路開拓等の取組 ※1、2	産競法の「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」に基づく取組	参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援する取組
補助上限	50万円	200万円 ※1	5,000万円
補助率	2/3	2/3	○地域振興等機関に係る経費：定額 ○参画事業者に係る経費：2/3
公募期間	2026年11月5日(木)～2026年12月15日(火)17:00		未定
問合せ先	○一般型通常枠 商工会地区： https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/ 商工会議所地区： https://r6.jizokukahojokin.info/#gsc.tab=0 ○創業型： https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/ ○共同・協業型： https://r6.kyodokyogyohojokin.info/		

※1 インボイス特例の要件を満たす場合は、補助上限額に50万円を上乗せ

※2 賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、補助上限額に150万円を上乗せ

※上記のほかにも、一般型 災害支援枠、ビジネスコミュニティ枠がございます。

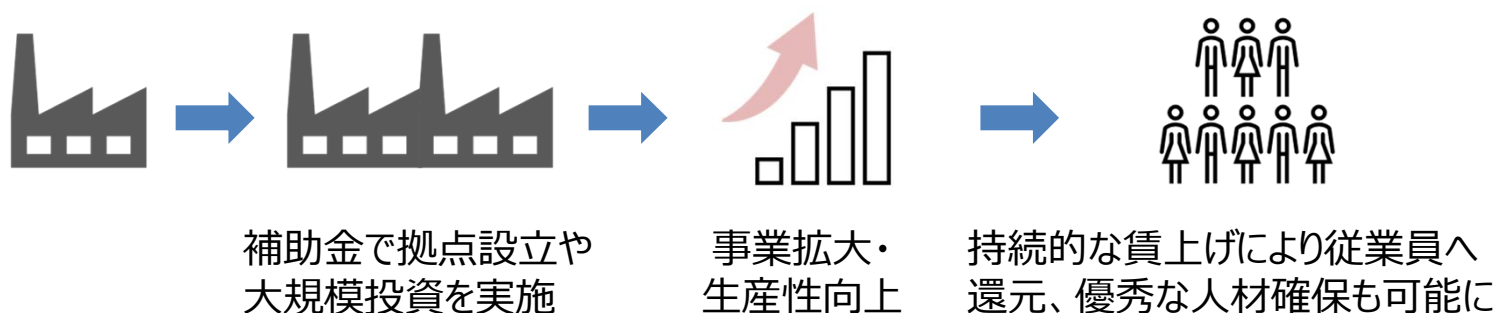
【当局担当課室】 経営支援課

TEL：011-709-2311（内線2576） E-mail：bzl-hokkaido-shokibo@meti.go.jp

大規模成長投資補助金 ※公募期間終了

持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援します。

【事業イメージ】



対象者	○中堅・中小・スタートアップ企業（従業員数が2,000人以下の会社等） ○一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10者）も対象 ○みなし大企業は補助対象外
要件	①投資額20億円以上（「100億宣言」企業は投資額15億円以上） ②補助事業終了後3年間の従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（「100億宣言」企業は4.5%以上）
補助上限	50億円
補助率	1/3
対象経費	建物費（拠点新設・増築等（本社機能の一部移転・新設を含む））、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費
事業期間	交付決定日から最長で2028年12月末まで
予算額	総額2,000億円
公募期間	2026年2月27日（金）～2026年3月27日（金）
問合せ先	中堅・中小・スタートアップ成長投資補助金事務局 https://www.nri.com/jp/news/public_offer/growth_subsidies_2026.html

【当局担当課室】 地域未来投資促進室

TEL：011-709-2311（内線2553） E-mail：bzl-hokkaido-mirai@meti.go.jp

成長加速化補助金 ※公募期間終了

売上高100億円超の飛躍的成長を目指す中小企業の大胆な設備投資を支援します。

【事業イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

対象者	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業
要件	①「100億宣言」を行っていること ②投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ③補助事業終了後3年間の従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が4.5%以上）
補助上限	5億円
補助率	1/2
対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費
事業期間	交付決定日から24か月以内
予算額	総額2,000億円
公募期間	2026年2月24日（火）～2026年3月26日（木）
問合せ先	100億宣言ポータルサイト https://growth-100-oku.smrj.go.jp/

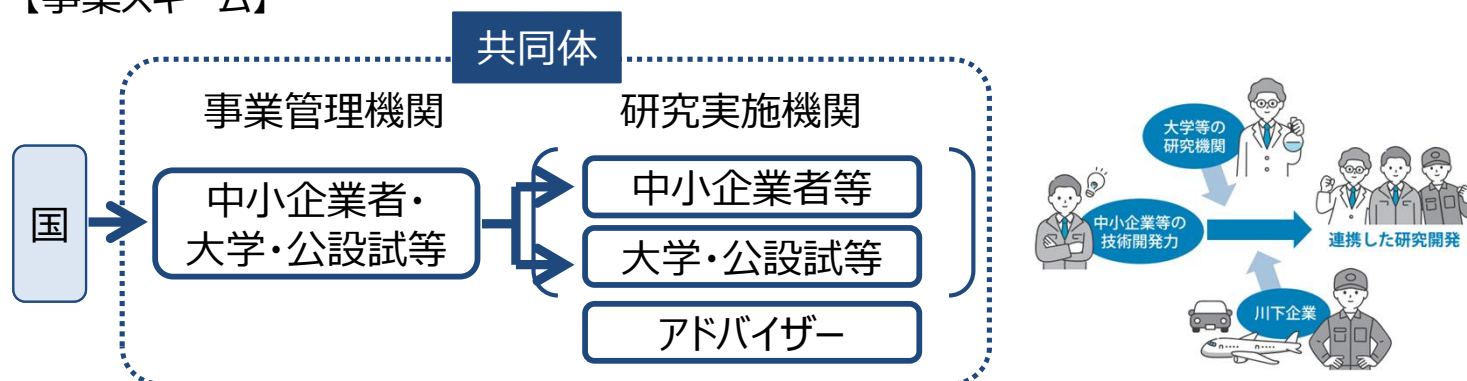
【当局担当課室】 地域未来投資促進室

TEL：011-709-2311（内線2553） E-mail：bzl-hokkaido-mirai@meti.go.jp

Go-Tech事業

ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、大学・公設試等と連携して行う、研究開発及びその事業化に向けた取組を最大3年間支援します。

【事業スキーム】



活用事例：クラウド牛群管理システムの開発

牛個体の状態を飼養管理者にリアルタイムに通知するクラウドシステムを構築するためのセンシング技術とデバイスを開発。全国の大小様々な酪農・畜産生産者が利用。



	通常枠	大型研究開発枠
対象者	中小企業、大学・公設試等から成る共同体	
事業期間	2～3年度	
補助上限	単年度4,500万円以内 3年間合計で9,750万円以内	単年度1億円以内 3年間合計で3億円以内
採択予定件数	120件程度	5件程度
補助率	中小企業：2/3以内 大学・公設試：一律定額	
対象経費	人件費、設備備品費、消耗品費、旅費等	
公募期間	2026年2月16日（月）～2026年4月17日（金）17:00	

【当局担当課室】 産業技術革新課

TEL：011-709-2311（内線2587） E-mail：bzl-hokkaido-gotech@meti.go.jp

事業承継・M&A補助金

事業承継やM&Aを契機とした設備投資等や、事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎ等に取り組む中小企業者等を支援します。

	事業承継 促進枠	専門家 活用枠	PMI推進枠	廃業・ 再チャレンジ枠
対象者	5年以内に親族 内承継又は従 業員承継を予 定している者	補助事業期間 に経営資源を譲 り渡す、又は譲り 受ける者	M&Aに伴い経 営資源を譲り受 ける予定の中小 企業等において、 PMIの取組を行 う者	事業承継や M&Aの検討・実 施等に伴って廃 業等を行う者
補助上限 ※	800万円 (1000万円)	①買い手支援 600万円 (800万円、 2,000万円) ②売り手支援 600万円 (800万円) ③小規模売り手 支援 450万円	①PMI専門家 活用 150万円 ②事業統合投 資 800万円 (1000万円)	300万円
補助率 ※	1/2 (2/3)	①2/3 (1/3・1/2) ②1/2 (2/3) ③2/3	①1/2 ②1/2 (2/3)	2/3
対象経費	設備費、産業財 産権関連経費、 外注費 等	謝金、旅費、外 注費、委託費、 システム利用料、 保険料 等	設備費、外注費、 委託費 等	廃業支援費、 在庫廃棄費、 解体費、原状回 復費、土壌汚染 調査費 等
公募期間	2026年6月19日（金）～2026年7月24日（金）			
問合せ先	事業承継・M&A補助金事務局 https://shoukei-mahojokin.go.jp/r7h/			

※一定の要件を満たす場合、括弧内の額・率を適用

【当局担当課室】 中小企業課

TEL : 011-709-2311（内線2562） E-mail : bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金

グローバルサウス諸国の市場活性化と日本との経済連携の強化を目的に日本企業が実施する大型実証、小規模実証・FS等にかかる費用を支援します。

※一部、公募期間終了



	小規模実証・FS		大型実証	
要件	以下の対象分野・事業類型にそれぞれ1つ以上該当すること			
	対象分野	GX分野	DX分野	経済安全保障分野
		化石燃料からクリーンなエネルギー利用への転換等GHG排出削減を図る案件	デジタル技術を用いて、ビジネスモデルの変革を図る案件	「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された「特定重要物資」に係る案件
	事業類型	類型 1	類型 2	類型 3
		我が国のイノベーション創出につながる共創型	日本の高度技術海外展開型	サプライチェーン強靱化型
※実証事業とは、実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度等の有効性や経済性等を確認すること。 ※FS事業とは、案件組成段階で実行可能性、採算性等の事業化の可能性を調査すること。				
補助上限	小規模実証：5億円 FS事業：1億円		5～40億円	
補助率	中小2/3、中小以外1/2			
実施期間	小規模実証：交付決定から1年半 FS事業：1年		交付決定から3年以内	
公募期間	～2026年5月11日（月） 12:00		～2026年6月30日（火） 12:00	
問合せ先	グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金事務局 （小規模実証・FS） r7h_inquiry_fspoc@gshojo.jp （大型実証・ASEAN加盟国） gs_asean_info@tohmatsumi.co.jp （大型実証・非ASEAN加盟国） r7h_inquiry_lsna@gshojo.jp			

【当局担当課室】 国際課

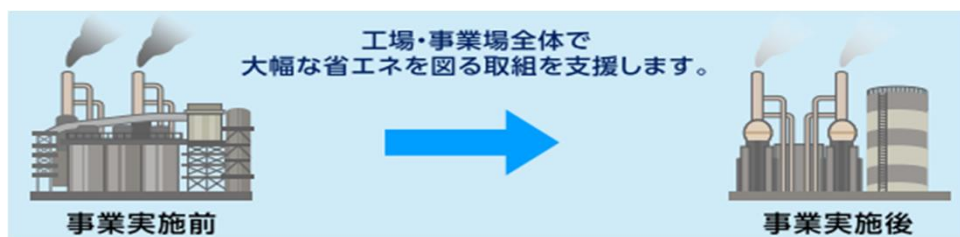
TEL：011-709-2311（内線2605） E-mail：bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

省エネ・非化石転換補助金

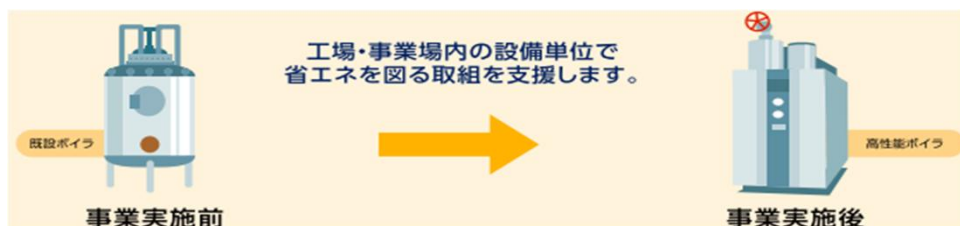
工場・事業場において実施される省エネ効果の高い設備への更新を支援します。

【事業イメージ】

I 工場・事業場型



III 設備単位型



	I 工場・事業場型	II 電化・脱炭素燃転型	III 設備単位型	IV EMS型
要件	工場・事業所全体で大幅な省エネを図る取り組み	電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新	リストから選択する機器への更新等	エネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入
補助上限	15億円 等	3億円 等	1億円 等	1億円
補助率	中小：1/2 大：1/3 等	1/2 等	1/3 等	中小：1/2 大：1/3
対象経費	設計費・設備費・工事費	設備費・工事費 ※	設備費	設計費・設備費・工事費
今年度からの変更点	サプライチェーン連携枠を創設	水素対応設備への改造等を補助対象に追加	トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）	—
公募期間	2026年6月1日（月）～7月9日（木）			
問合せ先	一般社団法人環境共創イニシアチブ https://syouenehojyokin.sii.or.jp/			

※更新・新設において、工事費は中小企業等に限る

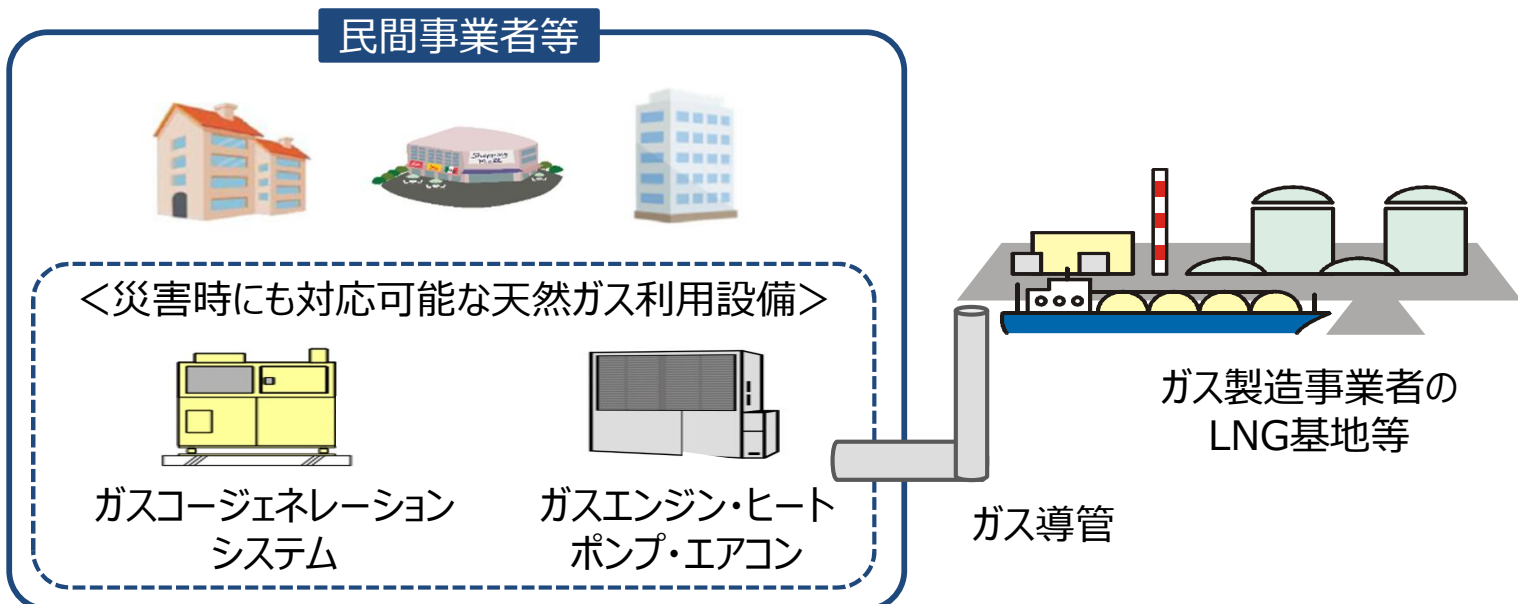
【当局担当課室】 エネルギー対策課

TEL：011-709-2311（内線2635） E-mail：bzl-hokkaido-energy@meti.go.jp

天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金

災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムやガスヒートポンプ等の天然ガス利用設備の導入・更新を支援します。

【事業イメージ】



【対象となる事業】

耐震性の高い中圧ガス導管や低圧ガス導管でガスの供給を受ける、災害時に機能を維持する必要性のある公共性の高い施設等

対象者	民間事業者等
補助率	1/3以内
対象経費	停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム（ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池）、停電対応型のガスエンジン・ヒートポンプ・エアコンの導入等に要する費用のうち、設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、敷地内ガス導管敷設費
公募期間	未定（5月中旬以降）
問合せ先	調整中

【当局担当課室】 ガス事業室

TEL：011-709-2311（内線2740） E-mail：bzl-hokkaido-gas@meti.go.jp

特許料等の減免制度

出願審査請求料、特許料、国際出願関係手数料を軽減します。

対象者・ 軽減率	軽減後の費用	
	国内出願	国際出願
	中小企業	1/2
	中小スタートアップ企業	1/3
	小規模企業	1/3
	研究開発型中小企業	1/2
	法人税非課税中小企業	軽減無し
	アカデミック・ディスカウント・ 独立行政法人等・ 公設試験研究機関・ 承認TLO 等	1/2
対象経費	○国内出願：出願審査請求料、特許料(1～10年分) ○国際出願：PCT国際出願に関する手数料	
公募期間	随時受付中	
その他	大企業等他の法人に支配されている中小企業は対象外の場合あり	

【当局担当課室】 知的財産室

TEL：011-709-2311（内線2586） E-mail：bzl-hokkaido-chizai@meti.go.jp

海外出願支援事業

特許、実用新案、意匠、商標等の外国出願に要する経費を補助します。

【事業イメージ】

活用事例：株式会社ミルウス

センサから得られたパーソナルデータを本人主導でセキュアに蓄積・管理・活用するシステムを米国、欧州へ出願。
プライバシーを尊重しつつ、個人がいつでもどこでも先端医療と繋がる社会を目指す。



	特許	実用新案・ 意匠・商標	抜け駆け対策 商標
対象者	○道内の中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ ○地域団体商標については、商工会議所、商工会、NPO法人等		
要件	○申請時に既に国内で出願を行っており、採択後、年度内に優先権を主張して外国に出願する予定のもの（商標については優先権がない案件も可） ○国内出願と予定している外国出願の申請者が同一であること		
補助上限	150万円/出願	60万円/出願	30万円/出願
補助率	1/2以内	1/2以内	1/2以内
対象経費	① 外国特許庁への出願手数料 ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用 ③ ①に要する翻訳費用		
公募期間	2026年4月24日（金）～6月5日（金）17:00必着		
問合せ先	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階 (公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 E-mail : jyoseishien@hsc.or.jp		

【当局担当課室】 知的財産室

TEL : 011-709-2311（内線2586） E-mail : bzl-hokkaido-chizai@meti.go.jp

災害時に備えた社会的重要なインフラへの 自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

避難困難者が生じる施設、公的・一時避難所への燃料タンク等の導入を支援します。

【事業スキーム】

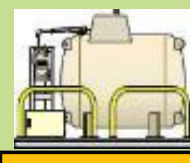
自衛的燃料備蓄補助金



社会的重要なインフラ



避難困難者が生じる施設、公的避難所、一時避難所 等



LPガスバルク



自家発電設備
等の併設も可
能



石油製品タンク

【活用事例】

根室市を中心に、コンビニなどの小売事業やSSなど石油製品販売事業を展開する(株)ヒシサンでは、本補助金を活用してLPガスバルクと自家発電設備を導入。

ブラックアウト時に停電を回避して、一時避難所の開設の準備を行った。

事業継続した小売店舗



導入設備



【要件】

項目	
補助対象となる施設	①避難困難者が生じる施設（医療・福祉施設等）、②公的避難所、③一時避難所
補助上限額（一例）	燃料タンクのみ：1,000万円 燃料タンク＋発電機等：3,000万円（燃料がLPガス） 燃料タンク＋燃焼機器及び発電機：5,000万円（燃料が石油） 燃料タンク＋発電機＋空調機器：5,000万円（燃料がLPガス）
補助率	1／2以内 （上記①について中小企業者が運営する場合は2／3以内）
補助対象経費	燃料タンク（LPガスバルク等、石油製品タンク等）＋発電機、燃焼機器 等
応募及び問合せ先	(一財)エルピーガス振興センター

【スケジュール】公募期間

（1回目）：2026年5月27日（水）～6月16日（火）まで

（2回目）：予算残があれば実施予定

【北海道経済産業局 窓口】 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

TEL：011-709-1788 E-mail：bzl-hokkaido-shigen-nenryo@meti.go.jp

SS（サービス・ステーション）ネットワーク 維持・強化支援事業費補助金

SS等の災害対応能力強化や多角化支援を軸とした経営力強化等を支援するとともに、SS過疎地に対しては重点的に支援します。

【補助対象事業】

SSネットワーク維持



対象設備	補助率	過疎地補助率
燃料貯蔵タンク等の大型化	中小2/3 非中小 1/3	中小3/4
燃料貯蔵タンク等の修繕		
水検知計量機		中小3/4
POSシステム（AI給油許可設備含む）		
緊急配送用ローリー		
灯油タンク等スマートセンサー	石油組合2/3	
官公需システム		
自家発電設備 ※SS過疎地に所在するSSのみ 新設を認める	10/10	
自動車保守整備事業関連設備	中小2/3	
燃料貯蔵タンク等の撤去 ※グループ化、集約化に伴うものに限る	中小2/3	

過疎地重点支援

③SS過疎地の
補助率かさ上げ
対象が増加

過疎地重点支援

④SS過疎地につい
て住民拠点SSの
新設が可能

洗車事業

自動車整備・検査事業

板金・塗装事業

経営力強化

②グループ化、集約化に伴う
タンク撤去を対象に追加

経営力強化

①多角化の一步となる洗車や
車検、板金・塗装といった事
業に係る設備を対象に追加

【要件】

項目	
対 象 者	下記いずれかの品質確保法登録給油所を運営する揮発油販売業者またはその所有者等 ①中核 SS、②住民拠点 SS、③小口燃料配送拠点又は配送拠点 ④BCP（事業継続計画）策定済みのSS、その他油槽所
応 募 及 び 問 合 せ 先	(一社)全国石油協会または所属されている石油組合

【スケジュール】

公募期間（2次公募）：予算残があれば実施予定

【北海道経済産業局 窓口】 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

TEL：011-709-1788 E-mail：bzl-hokkaido-shigen-nenryo@meti.go.jp

賃上げ促進税制

前年度より給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除を受けることができます。

対象者	青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主			
要件 支援措置				税額控除率 ※
	必須要件 +	全雇用者の 給与等支給額 （前年度比）	+ 1.5%	15%
			+ 2.5%	30%
	上乗せ要件	子育てとの両立・ 女性活躍支援	くるみん以上 or えるぼし二段 階目以上	5%
	賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能 ※税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。			
適用期間	2026年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する各事業年度（個人事業主は2027年）			
問合せ先	中小企業税制サポートセンター TEL: 03-6281-9821（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）			

【当局担当課室】 地域経済課

TEL : 011-709-2311（内線2552） E-mail : bzl-hokkaido-chiikikeizai@meti.go.jp

大胆な投資促進税制

高付加価値で大胆な設備投資をした場合に、即時償却又は税額控除を受けることができます。

対象者	原則全ての業種を対象
対象設備	生産等に必要な設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）
要件	○投資計画期間中の総額が35億円以上（中小企業者等については5億円以上） ○投資利益率が年平均15%以上 等
支援措置	○即時償却または税額控除7% ※建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4% ※控除上限：法人税額の20% ○繰越税額控除 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。
適用期間	2029年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

（留意事項）

上記は令和8年度税制改正大綱の記載に基づいて整理しているため、今後情報が一部変更となる可能性があります。本税制を活用いただく際には常に最新の情報をご確認ください。

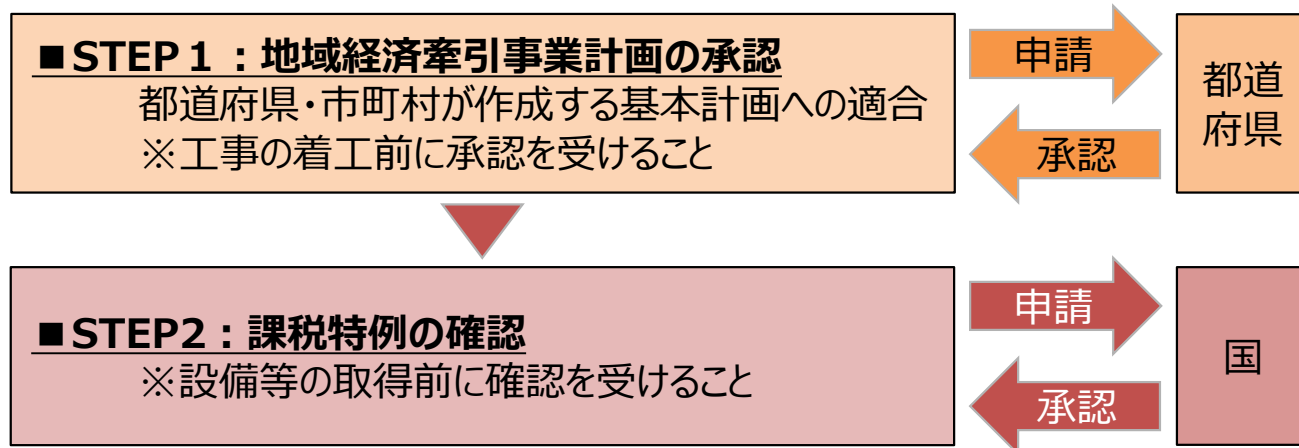
【当局担当課室】 地域経済課

TEL：011-709-2311（内線2552） E-mail：bzl-hokkaido-chiikikeizai@meti.go.jp

地域未来投資促進税制

「地域経済牽引事業計画」に基づいて建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却又は税額控除を受けることができます。

【事業スキーム】



対象者	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた青色申告書を提出する法人
対象設備	新設もしくは増設に係る機械装置、器具備品、建物、附属設備、構築物
要件	①先進性を有すること ②労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上 ③設備投資額が1億円以上かつ前年度減価償却費の25%以上 ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと ⑤（旧計画がある場合）旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
支援措置	○機械装置・器具備品：税額控除4%、特別償却35% （上乗せ要件あり：最大 税額控除6%、特別償却50%） ○建物・附属設備・構築物：税額控除2%、特別償却20%
適用期間	2028年3月31日までに新規取得し、その事業の用に供した資産（貸付けの用に供した場合を除く）
その他	不動産取得税の免除、市町村によっては固定資産税の減免を受けることができます。 https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseis_hien.html

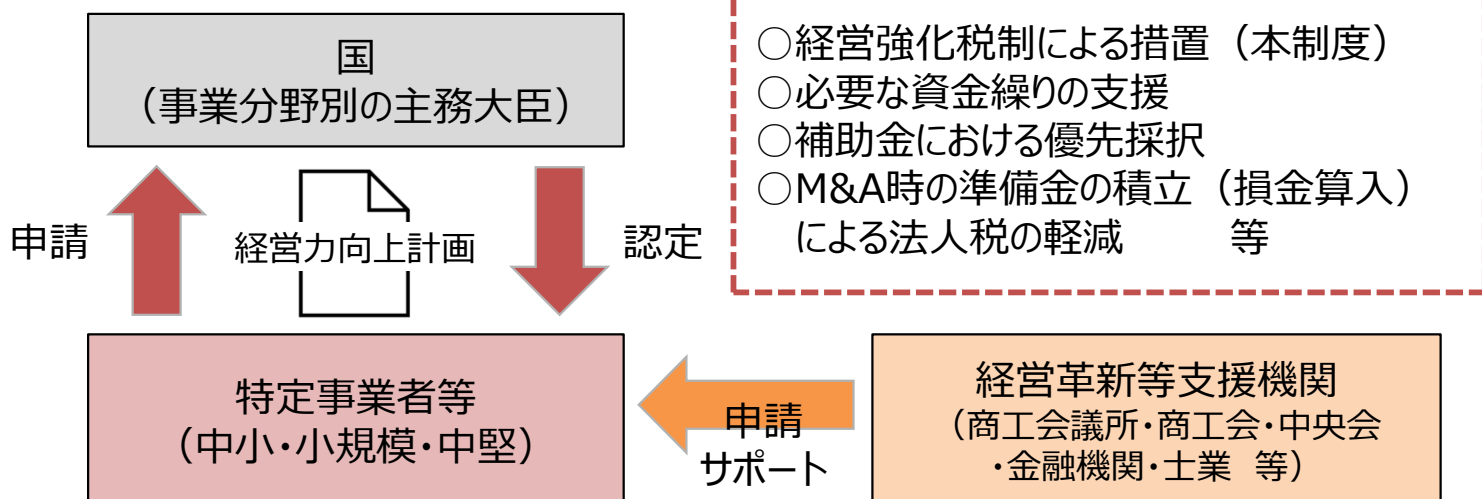
【当局担当課室】 地域未来投資促進室

TEL：011-709-2311（内線2553） E-mail：bzl-hokkaido-mirai@meti.go.jp

経営強化税制

「経営力向上計画」に基づいて新規設備を取得した場合に、法人税（個人事業主の場合には所得税）の特別償却又は税額控除を受けることができます。

【事業スキーム】



	A類型 【生産性向上】	B類型 【収益力強化】	E類型 【経営規模拡大等】
対象者	経営力向上計画の認定を受けた青色申告書を提出する中小企業者等		
対象設備	機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア		機械装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物及びその附属設備
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備	○投資利益率が年平均7%以上 ○売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ○売上高成長率年平均10%以上を目指す ○前年度売上高10億円超90億円未満 ○最低投資額1億円もしくは前年度売上高5%以上 ○賃上げ率2.5%もしくは5.0%以上 等
支援措置	法人税の即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超の法人の場合は7%）の税額控除		法人税の即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超の法人の場合は7%）の税額控除 ただし、建物及びその附属設備は特別償却15% or 25%又は取得価額の1% or 2%の税額控除（賃上げ率により異なる）
適用期間	2027年3月31日までに新規取得し、指定事業の用に供した設備		
事前手続	工業会等への証明書発行依頼、受領	経済産業局への投資計画の確認書発行依頼、受領	

※上記のほかにも、D類型【経営資源集約化】がございます。

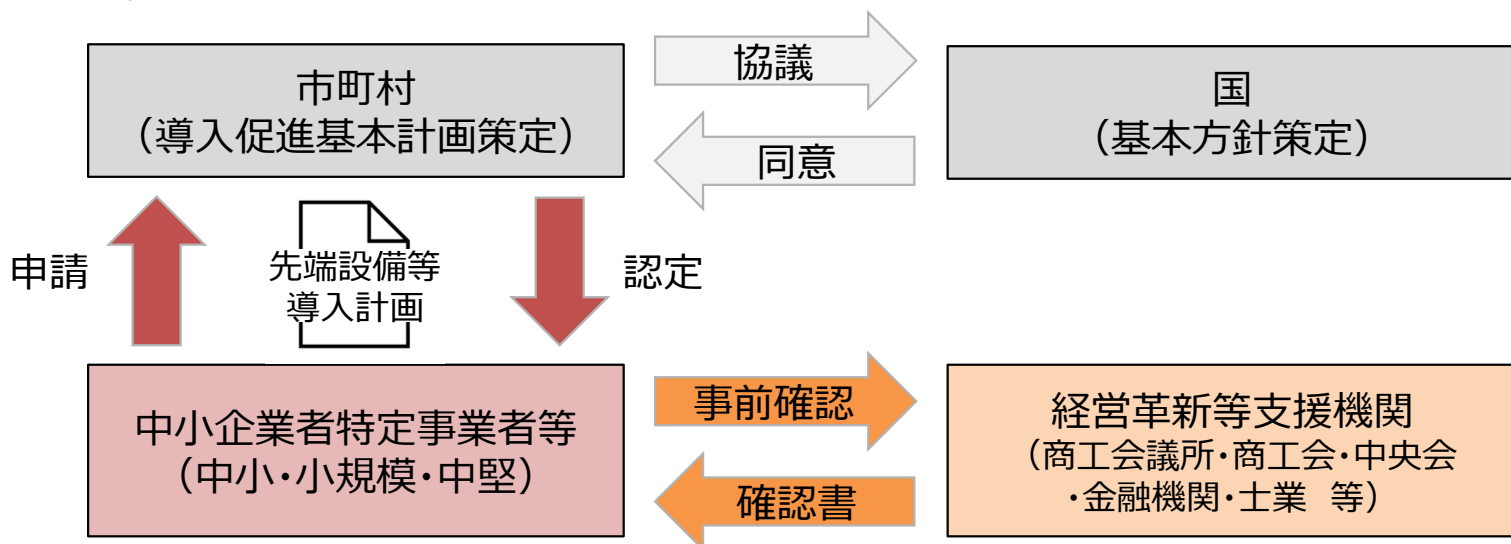
【当局担当課室】 中小企業課

TEL : 011-709-2311（内線2574） E-mail : bzl-hokkaido-keieiryoku@meti.go.jp

先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例

「先端設備等導入計画」に基づいて新規に設備を取得した場合に、当該設備に係る固定資産税の課税標準が軽減されます。

【事業スキーム】



対象者	適用期間内に雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を位置付けて市町村から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者（ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限る）
要件	○「導入促進基本計画」の同意を受けた市町村で新たに設備導入する中小企業者が対象 ○年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象
対象設備	投資計画※1に記載された、機械装置（160万円以上）、測定工具及び検査工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物附属設備※2（60万円以上） ※1 労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供する設備であって、認定経営革新等支援機関の確認を受けた年平均の投資利益率5%以上の計画 ※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く
支援措置	○新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減。 ○計画に位置付けた賃上げの方針が3%以上のものである場合は、5年間にわたって1/4に軽減。
適用期間	2025年4月1日～2027年3月31日

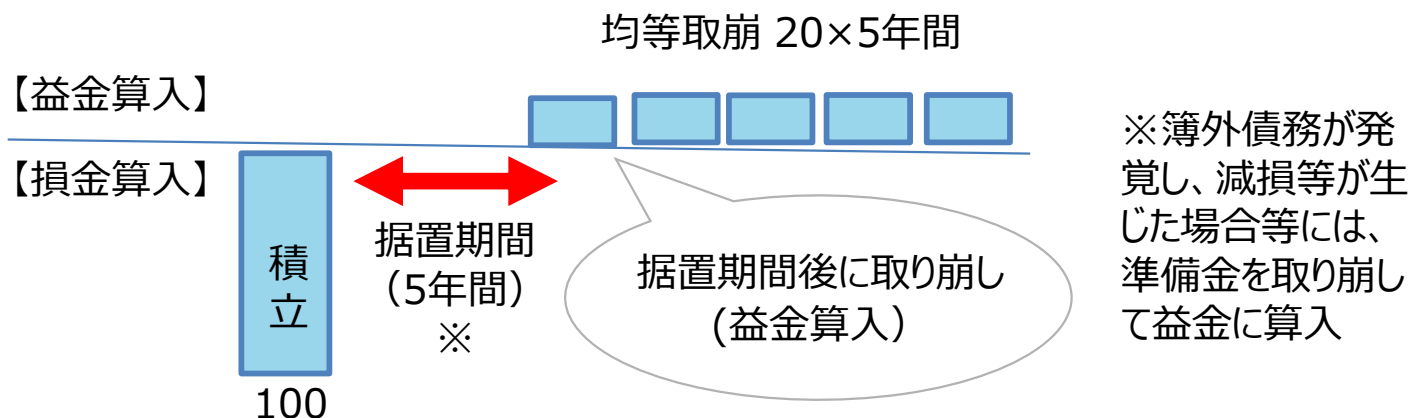
【当局担当課室】 中小企業課

TEL : 011-709-2311（内線2574） E-mail : bzl-hokkaido-seisanseikojo@meti.go.jp

事業再編投資損失準備金

「経営力向上計画」に基づいたM&A実施後に、発生し得るリスクに備えるため、株式取得価額の一定割合の金額を準備金として積み立てることができます。

【事業イメージ】



支援措置	事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）
適用期間	2027年3月31日までに事業承継等事前調査に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたもの

よろず支援拠点

売上拡大や経営改善、生産性向上等の様々な経営課題の解決に向けてサポートを行います。

対象者	中小企業・小規模事業者 等
支援内容	○中小企業・小規模事業者等が抱える売上拡大や経営改善等の様々な経営課題に対して、ワンストップで対応する組織です。様々な経営上の悩みから、本質的な課題を明確化するとともに、適切な解決策を提案します。 ○2026年4月からは、よろず支援拠点内に生産性向上支援センターを開設し、中小企業・小規模事業者等の生産性向上（特に労働投入量の効率化）に向けて、複数回（計10回程度を想定）・現場訪問型の徹底した伴走支援を行います。
費用	無料
受付時期	通年
問合せ先	北海道よろず支援拠点 https://yoroazu-hokkaido.go.jp/ 生産性向上支援センター https://yoroazu-hokkaido.go.jp/seisan/ （地域のサテライト） 旭川リサーチセンター 室蘭テクノセンター プライム函館EAST 北見商工会議所 釧路商工会議所 帯広商工会議所 

【当局担当課室】 経営支援課

TEL : 011-709-2311（内線2576） E-mail : bzl-hokkaido-onestop@meti.go.jp

中小企業活性化協議会

収益力改善、事業再生、廃業・再チャレンジまで、事業・経営・財務上の幅広い課題への相談に応じます。

【事業イメージ】

活用事例（事業再生支援）

コロナの影響による収益力の低下に加え、外部環境の変化を背景に財務状況が悪化。協議会への早期相談により、支援を受けながら具体的な事業再生計画を策定し、協議会が関係金融機関等との調整を支援。計画策定後も、協議会の定期的なフォローアップを通じて、財務状況の改善・安定化に繋がった。

対象者	中小企業・小規模事業者 等
支援内容	中小企業・小規模事業者からの相談を受け付け、収益力の改善・事業再生・再チャレンジなど課題解決に向けた助言や支援施策・支援機関の紹介、計画策定支援、金融機関等との調整などを行います。 相談内容例 ○収益力の改善により財務的安定を図りたい ○自社の課題・問題点を客観的に把握したい ○財務内容の悪化等により、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念がある 等
費用	原則無料 (外部専門家費用等を負担していただく場合があります)
受付時期	通年
問合せ先	北海道中小企業活性化協議会 https://do-kassei.go.jp/

【当局担当課室】 中小企業課

TEL : 011-709-2311 (内線2562) E-mail : bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

事業承継・引継ぎ支援センター

親族内承継、従業員・役員承継（MBO）、第三者への譲渡（M&A）などの事業承継と引継ぎをワンストップでサポートします。

【事業イメージ】

活用事例：建設設計業

後継者がいなかったため、当初、社長は廃業を考え、従業員の整理や取引先の縮小を進めていたが、センターから第三者承継の手続きの進め方、ポイント及びメリット、相手先探しの方法等の説明を受けた結果、廃業ではなく第三者承継による会社存続を目指すことを決断。最終的に、同社取引先の建築士に譲渡。



対象者	中小企業・小規模事業者 等
支援内容	中小企業の親族内承継、MBO、M&A仲介業務の実務経験を十分に積んだ専門家が事業承継、M&Aをお考えの経営者の方々に課題の整理や悩みを安心して相談いただける場を提供
費用	原則無料
受付時期	通年
問合せ先	北海道事業承継・引継ぎ支援センター https://www.hokkaido-jigyoshokei.go.jp/

【当局担当課室】 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線2562） E-mail：bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

省エネ最適化診断

中小企業等の工場・ビル等に専門家を派遣して、設備の運用改善や高効率設備への更新などの省エネ提案や再エネ導入の提案を行います。

【事業イメージ】

提案例

【お金をかけずに運用でできる改善】

空調の運転台数見直し、ボイラの空気比低減

【設備投資による改善】

蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策、
高効率設備への更新、再エネ設備の導入支援



省エネ 最適化診断	診断メニュー ※ 〇 内は専門家人数		年間エネルギー 使用量目安（原油換算）	料金 （税込）
	クイック診断 〇	診断（1人）※説明会なし	100kL未満	9,460円
	ベシックス 〇			
	A診断	診断（1人）+ 説明会（1人）	300kL未満	12,760円
	B診断	診断（2人）+ 説明会（1人）	300kL～1,500kL未満	20,240円
	大規模診断	事前打合せ（2人）+ 診断（2人）+ 説明会（2人）	1,500kL以上	30,470円
	データプラス 〇			
	データプラスA	事前打合せ（1人）+ 診断（1人）+ 説明会（1人）	300kL未満	16,170円
	データプラスB	事前打合せ（1人）+ 診断（2人）+ 説明会（1人）	300kL～1,500kL未満	23,760円
	※ベシックス、データプラスは診断結果説明会の費用も含まれます(説明会未実施でも費用は同じです)。提案内容の実施率向上の観点から、原則、診断結果説明会は実施していただきます。なお、オンラインでの説明会実施も可能です。			
ステップアップ 診断	事前打合せ+計測対応(計測有の場合)+現地診断+診断結果説明会 ※診断対象は2022年度以降に「省エネ最適化診断」を受診している事業所です。			19,690円（税込）
受付時期	2026年4月22日（水）より受付開始			
問合せ先	(一財)省エネルギーセンター https://www.shindan-net.jp/			

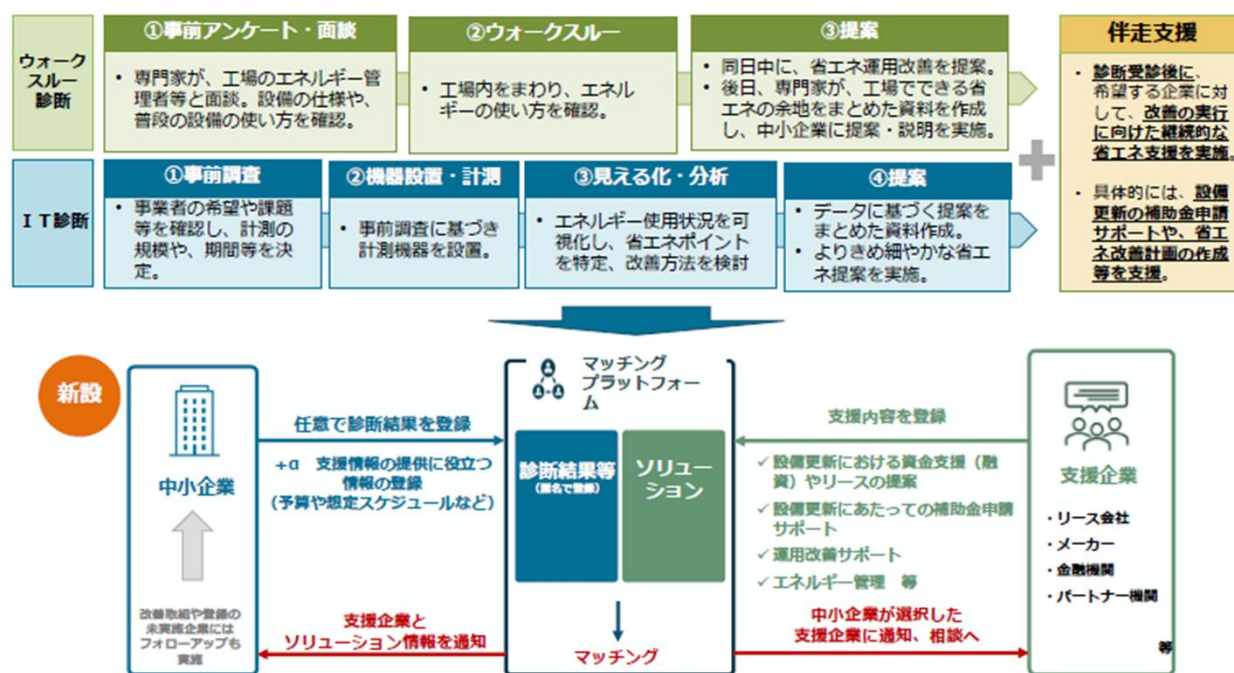
【当局担当課室】 エネルギー対策課

TEL : 011-709-2311（内線2635） E-mail : bzl-hokkaido-energy@meti.go.jp

省エネ診断

専門家による省エネ診断に加え、ソリューションを提供する企業とのマッチングや設備導入、金融機関や自治体支援策の紹介等まで診断機関による伴走支援を行います。

【事業イメージ】



	ウォークスルー診断	IT診断	伴走支援
対象者	中小企業者 または 会社法上の会社に該当しない者で年間エネルギー使用量1,500kl未満の事業所		
支援内容	訪問によるアドバイスを実施。工場全体の診断のほか、特定設備に限った診断も可能	設備・プロセスごとにエネルギー使用状況を計測・分析し、よりきめ細やかな改善策を提案	診断受診後の継続的な支援として自治体や金融機関等とも連携し、設備更新計画作成等を支援
費用	6,006～51,051円	支援内容に応じて設定（2～11万円程度、最大22万円）	支援内容に応じて設定（1～2万円程度、最大51,051円）
受付時期	2026年3月30日（月）より受付開始		
問合せ先	(一社)環境共創イニシアチブ https://shoeneshindan.jp/		

【当局担当課室】 エネルギー対策課

TEL : 011-709-2311（内線2635） E-mail : bzl-hokkaido-energy@meti.go.jp

知財総合支援窓口

特許・商標等の知的財産に関する悩みや課題などの解決に向けた支援を行います。

【事業イメージ】

活用事例：有限会社イマジン

企業専門家派遣を活用して自社製品のアイスクリームを対象としたブランドを構築を支援。北海道食品機能性表示制度や加工食品開発に関する連携支援機関を紹介し、新商品の上市を後押しするとともに、3件の商標登録出願を支援。

対象者	中堅・中小・ベンチャー等
支援内容	○知財に関する悩み・課題に対し、支援担当者がその場で解決方策を提供。 ○より専門的な相談や高度な相談については、弁理士や弁護士等の知財専門家と協働して支援。
費用	無料
受付時期	通年
問合せ先	INPIT北海道知財総合支援窓口 https://chizai-portal.inpit.go.jp/ (地域のサテライト) 苫小牧テクノセンター 旭川産業創造プラザ 旭川商工会議所 とかち財団 十勝圏地域食品加工技術センター 北見商工会議所 北見工業技術センター 函館地域産業振興財団 釧路根室圏産業技術振興センター 室蘭テクノセンター 

【当局担当課室】 知的財産室

TEL : 011-709-2311（内線2586） E-mail : bzl-hokkaido-chizai@meti.go.jp

技術情報管理認証制度に係る専門家派遣事業

技術情報管理認証制度（TICS）の認証取得を検討する事業者等に専門家を派遣し、守るべき情報の見極めや情報セキュリティ手法をアドバイスします。

【事業スキーム】



対象者	TICS認証取得を検討している事業者、情報管理の高度化に向けた取り組みを推進する事業者
支援内容	○認証制度に係る内部情報管理体制の構築や認証制度に向けた支援（最大3回派遣）適切な管理をすべき技術情報の特定や、認証制度に沿った具体的な技術情報管理についてアドバイス ○技術情報管理に係る監査、認証取得後のフォローアップ支援（最大2回派遣）認証取得後に適切に情報管理が行われているかの監査や対応策のアドバイス
費用	無料
受付時期	受付中 ※派遣期間は、派遣決定後、2027年2月22日（月）まで。 ※応募多数の場合、派遣終了を待たずに募集を締め切る可能性あり。
問合せ先	経済産業省 経済安全保障政策課 技術調査・流出対策室 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/page04.html#hakengaiyo

【当局担当課室】 国際課

TEL：011-709-2311（内線2605） E-mail：bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

中心市街地・商店街等診断・サポート事業

地域課題解決やエリアの活性化を目指す方に専門家を派遣し、地域のビジョン策定、事業推進体制の構築、持続可能な事業の推進等の取組を支援します。

	①オンライン相談	②巡回型支援	③パッケージ型支援
対象者	○地域支援機関（商工会議所、商工会等） ○地域活性化に取り組む者（商店街等組織・まちづくり会社等） ○中心市街地活性化協議会 等 ※地方公共団体単体での申請は不可		
支援内容	○登録専門家がオンラインで具体的な取組に対して助言 ○最大3回／年度（2時間以内／回）	○登録専門家が現地訪問やヒアリング等を行い、具体的な取組に対して助言 ○最大3回／年度	○複数の専門家で構成するプロジェクトチームを派遣 ○月1回程度（通年）（審査により3か年度まで延長可）
費用	無料		
受付時期	随時受付 （2027年2月26日まで）	随時受付 （2027年2月26日まで）	2026年4月1日（水） ～6月5日（金）12:00
問合せ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 https://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/support/index.html		

【当局担当課室】 商業振興室

TEL : 011-709-2311（内線2581） E-mail : bzl-hokkaido-shogyo@meti.go.jp

日本の食輸出 1 万者支援プログラム

農林水産物・食品の輸出を検討している事業者等に補助金公募情報の提供から、輸出相談や商談会・展示会、海外バイヤーとのマッチング、専門家紹介まで、段階に応じて輸出を支援します。

【プログラムの流れ（イメージ）】

プログラムへの申込み

- ・支援機関のサービスのご案内
- ・輸出に向けての準備
- ・JETRO BtoBマッチングサイト等へ登録
- ・輸出に向けて各種サービスに参加

食輸出 1 万者支援

検索



輸出契約締結、輸出開始！

対象者	農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者 ※中堅企業、大企業、団体も対象。 ※輸出経験があっても、新たな市場や商品等でチャレンジをする場合は対象。
支援内容	○輸出に関する相談対応（ワンストップ窓口） ○専門家による助言・伴走支援 ○商談会・展示会等の機会提供 ○海外バイヤーとのマッチング支援 等 (プログラムの詳細はこちら↓) https://www.jetro.go.jp/ext_images/ag_ichiman-export/pdf/2026/ichiman_export_nihon_syoku.pdf
費用	無料
受付時期	受付中
問合せ先	日本の食輸出 1 万者支援事務局 https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odb/ag_1man_inquiry

【当局担当課室】 国際課、食・観光産業課

TEL : 011-709-2311 (内線2605、2598)

E-mail : bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp; bzl-hokkaido-shokukanko@meti.go.jp

パートナーシップ構築宣言

望ましい取引慣行の遵守（価格決定方法の適正化など）を宣言する事業者を、「パートナーシップ構築宣言」のポータルサイトで公表します。

【事業イメージ】



ロゴマーク

対象者	発注事業者
メリット	○パートナーシップ構築宣言ポータルサイトで公表 ○ロゴマークを使用可能 ○各種制度での優遇措置 （国の制度）補助金などでの優遇措置 （北海道の制度） ①低利な道制度融資「ステップアップ貸付」の対象に追加 ②中小企業競争力強化促進事業費補助金における加点 ③総合評価一般競争入札及び随意契約における加点措置 ④官公需における優先発注 （札幌市の制度）制度融資の対象に追加
要件	受託中小企業振興法に基づく振興基準を遵守すること
申請方法	ポータルサイトから「パートナーシップ構築宣言」のひな形をダウンロードし、記載見本・記載要領を参考にを作成し、登録ページからアップロードします。
募集期間	随時受付中
問合せ先	パートナーシップ構築宣言ポータルサイト https://www.biz-partnership.jp/

【当局担当課室】 取引適正化推進室

TEL : 011-709-2311（内線2579） E-mail : bzl-hokkaido-tenka@meti.go.jp

DX認定制度

ビジョン策定や戦略・体制の整備などを既に行い、DX推進の準備が整っている事業者（DX-Ready）を認定します。

対象者	全ての事業者（法人と個人事業者。法人は公益法人等も含む）
メリット	①DX認定事業者は情報技術推進機構のホームページで公表 ②DX認定制度ロゴマーク（右記）の使用 ③日本政策金融公庫による金利優遇 ④中小企業信用保険法の特例 ⑤人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の対象 
要件	デジタルガバナンス・コード（経営者が企業価値を向上させるために実践すべき事柄を取りまとめたもの）が示す基本的事項を満たしていること
申請方法	DX推進ポータルから申請
募集期間	通年
問合せ先	DX認定制度事務局 https://www.ipa.go.jp/digital/dx-nintei/about.html

DX Selection

デジタルガバナンス・コードに沿った取組を通じて、DXで成果を残している中堅・中小企業等のモデルケースとなるような優良事例を選定・公表します。

対象者	DXに取り組み、成果をあげている日本全国の中堅・中小企業等
メリット	受賞した各社の取組みは、「選定企業レポート」として公表します。これにより各企業の先進的なDXの取組みが全国的に広まり、アピールにつながります。 
募集期間	未定（例年12月頃に募集を実施）
問合せ先	経済産業省 情報技術利用促進課 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-selection/dx-selection.html

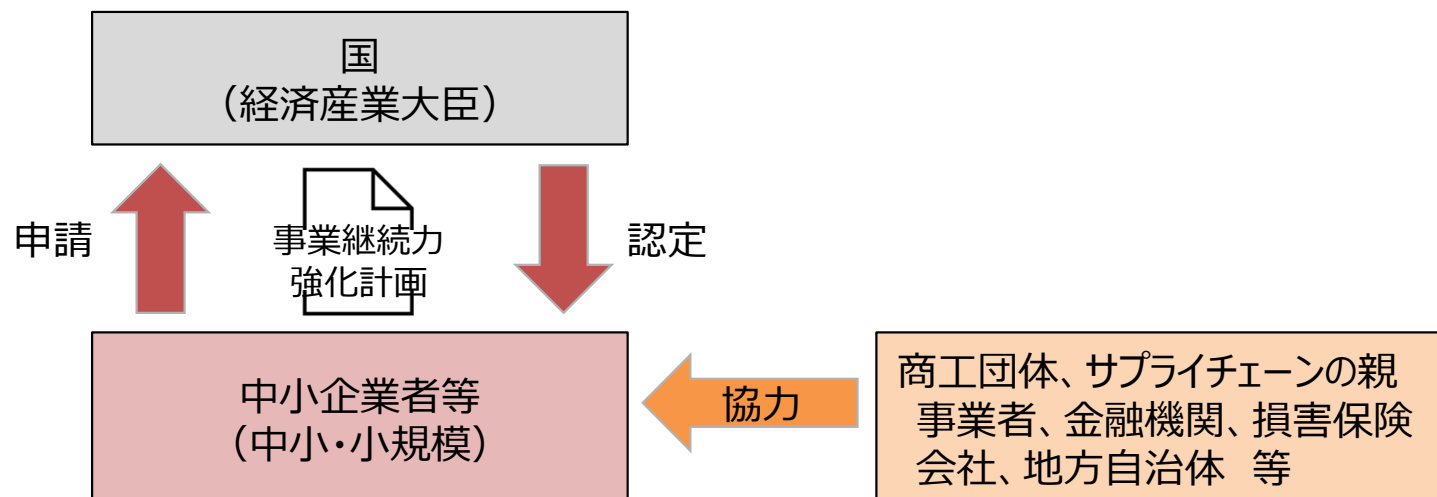
【当局担当課室】 製造・情報産業課

TEL : 011-709-2311（内線2566） E-mail : bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp

事業継続力強化計画

自然災害や感染症等のリスクに備え、防災・減災の事前対策に関する計画を認定します。

【事業スキーム】



対象者	中小企業・小規模事業者等
メリット	○防災・減災設備に対する税制措置（防災・減災投資促進税制） ○日本政策金融公庫による低利融資（BCP資金）等の金融支援 ○認定事業者に対する補助金審査の加点措置 ○認定ロゴマークの使用 等
募集期間	通年
問合せ先	下記担当課室



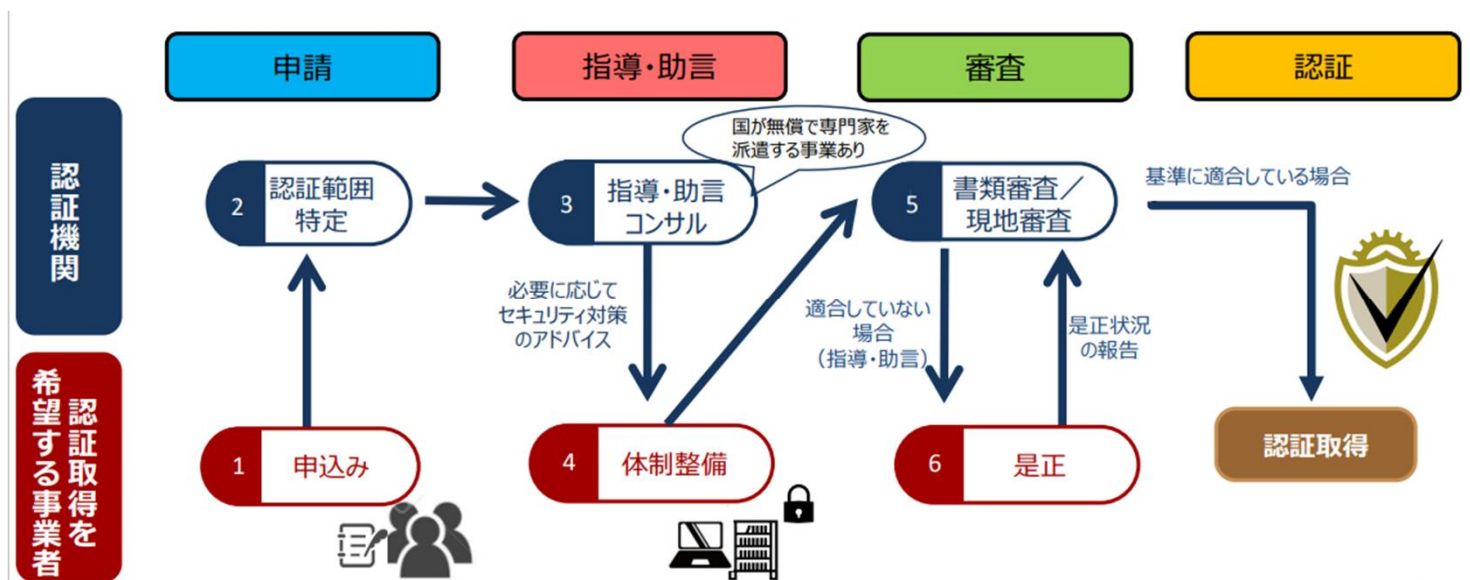
【当局担当課室】 中小企業課

TEL : 011-709-2311（内線2575） E-mail : bzl-hokkaido-keizokuryoku@meti.go.jp

技術情報管理認証制度（TICS）

認証機関の指導・助言を受けながら、技術情報管理の体制整備等に取り組む事業者を認証します。

【事業スキーム】



対象者	TICS認証取得を希望する事業者
メリット	○組織の「強み」となる情報に絞った管理を認証 ○国が主導する認証制度のため、お客さまや取引先の信頼につながる ○情報セキュリティの取組をマークで対外的に示すことが可能 ○国の一部の補助事業の審査の際に加点が受けられる ○日本政策金融公庫が実施する中小企業向けのIT関連設備等の導入資金や長期運転資金の融資（IT活用促進資金）を特別利率で受けられる。
募集期間	通年
問合せ先	認証機関一覧 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html#overview
その他	認証には費用がかかります

【当局担当課室】 国際課

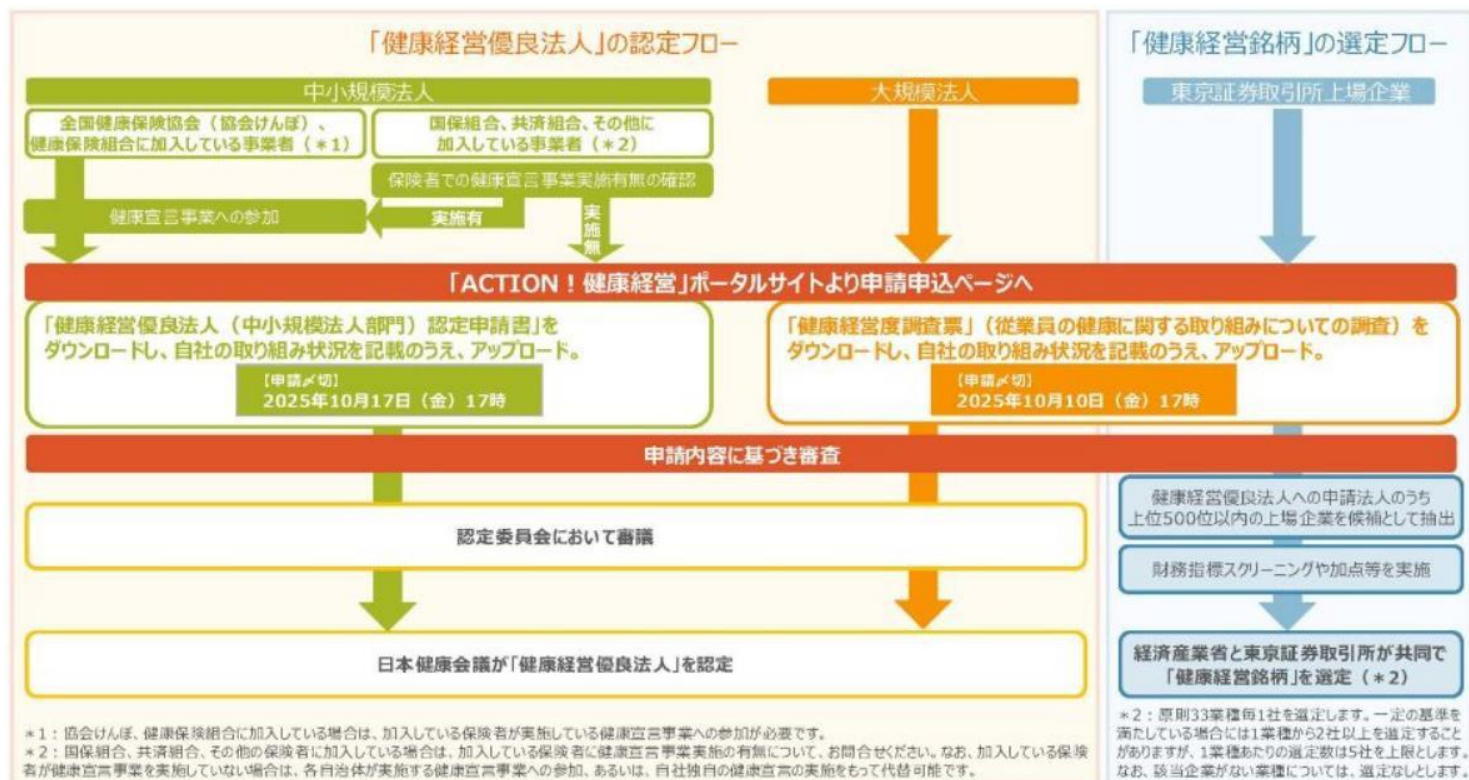
TEL : 011-709-2311（内線2605） E-mail : bzl-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

健康経営優良法人認定制度

従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組む法人を認定します。

【事業スキーム】

※詳細未定のため以下には2025年度の制度内容を参考掲載



メリット	○補助金申請時の加点等の優遇措置 ○日本政策金融公庫による低利融資 ○ハローワーク求人票に「健康経営優良法人」のロゴマークが利用可能 等
	   健康経営優良法人 KENKO Investment for Health 中小規模法人部門 ブライト500 健康経営優良法人 KENKO Investment for Health 中小規模法人部門 ネクストブライト1000 健康経営優良法人 KENKO Investment for Health 中小規模法人部門 ロゴマーク
問合せ先	健康経営優良法人認定事務局 https://kenko-keiei.jp/
その他	申請にあたっては申請料が必要となります（健康経営優良法人2026（中小規模法人部門）にあたっては16,500円（税込））

【当局担当課室】 次世代産業課

TEL：011-709-2311（内線2554） E-mail：bzl-hokkaido-healthcare@meti.go.jp

加点点要素となる事業計画等

各種計画の認定等が補助金の審査において加点点要素となる場合がございます。御参考として、本ガイドブックに掲載されているメニューの対応表を以下に整理しています。

	地域経済牽引事業計画	経営力向上計画	先端設備等導入計画	生産性向上支援センター	中小企業活性化協議会	省エネ最適化診断	省エネ診断	パートナーシップ構築宣言	DX ^{※1} 認定・DXSelection	事業継続力強化計画	技術情報管理認証	健康経営優良法人認定
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●
デジタル化・AI導入支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
新事業進出促進補助金	-	-	-	-	●	-	-	●	-	-	●	●
省力化投資補助金	-	-	-	●	-	-	-	-	-	● ※1	-	● ※1
小規模事業者持続化補助金	-	● ※2	-	-	-	-	-	-	-	● ※2	-	-
大規模成長投資補助金	●	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-
Go-Tech事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●
事業承継・M&A補助金	-	● ※3	● ※3	-	-	-	-	-	-	● ※3	-	● ※3
グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-
省エネ・非化石転換補助金	● ※4	●	-	-	-	●	-	●	-	-	-	-
天然ガス利用設備による強靱性向上対策事業費補助金	調整中											

※1 カタログ注文型を除く

※2 一般型通常枠・創業型のみ対象 ※3 廃業・再チャレンジ枠を除く

※4 電化・脱炭素燃転型、設備単位型を除く

※ 上記情報は概要情報であり、今後変更となることもありますので、詳細は各制度を御確認ください。 41

本資料全体に関するお問合せ

北海道経済産業局 総務企画部企画調査課

TEL : 011-709-2311 (内線2520)

※本資料の最新版はこちらからダウンロードできます。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>



※当局HPには本資料に掲載している事業以外の公募情報も掲載しております。

<https://www.hkd.meti.go.jp/information/koubo/index.htm>

